

平田村後期高齢者医療保険料の収納事務の委託について

村では、収入の確保や被保険者の利便性の向上を図るため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定により、指定公金事務取扱者に委託したので、同条第 2 項の規定により公表します。

- 1 委託者の所在地及び名称
東京都港区一丁目 8 番 27 号
株式会社しんきん情報サービス
- 2 対象とする保険料
平田村後期高齢者医療保険料
- 3 委託期間
令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 受託者が提携するコンビニエンスストア等
セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、デイリーヤマザキ、
ニューヤマザキデイリーストア、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、
ヤマザキデイリーストア、ミニストップ、セイコーマート、ハマナスクラブ、
ハセガワストア、タイエー、ポプラ、くらしハウス、スリーエイト、生活彩家、
MMK設置店（順不同）
- 5 受託者が提携するスマートフォン決済サービス
PayPay au pay 楽天銀行アプリ 楽天ペイ payB ファミペイ
- 6 お問い合わせ先
住民課 国保係 電話 0247-55-3112
FAX 0247-55-2452